

一般廃棄物処理業務委託（大阪市立総合医療センター）仕様書

本業務は、受託者が大阪市立総合医療センターより排出された一般廃棄物を委託者が指定する場所のごみ貯留設備（以下「ロータリードラム」という。）より大阪広域環境施設組合の処理施設（以下「処分先」という。）まで適正に運搬し、処理するものである。

1 収集種別

一般廃棄物（紙類（リサイクル可能な紙を除く）、繊維類、木くず、厨芥類等）

2 履行期間

令和7年10月1日から令和10年9月30日まで

3 収集回数

6回/週（月曜日から土曜日までの毎日）

※ 祝日も収集すること。

※ ゴミドラム等での一般廃棄物の貯留状況によっては、別途収集要請する場合がある。その場合は収集要請に応じること。

※ 年末年始期間（12月29日から1月3日まで）については、次のとおりとする。

収集必要日・・・令和7年12月29日（月）、令和7年12月30日（火）、令和7年12月31日（水）、
令和8年1月2日（金）、令和8年1月3日（土）
令和8年12月29日（火）、令和8年12月30日（水）、令和8年12月31日（木）、
令和9年1月2日（土）
令和9年12月29日（水）、令和9年12月30日（木）、令和9年12月31日（金）、
令和10年1月3日（月）

上記以外は収集不要日とする。ただし、必要に応じ委託者・受託者双方の協議により、上記日程を変更することがある。

4 収集時間

原則として、午前9時から午後4時30分までの間とし、この時間内であれば、受託者の任意の時間での収集を可とする。

5 排出予定量

履行期間（3年）における排出予定量 約1,574,400 kg

1回平均排出予定量 約1,680 kg

※排出量は概算であり、委託者の都合により増減することがあるが、収集においては、当院が排出した全ての一般廃棄物を収集すること。その結果、予定数量と増減が生じても、契約金額の変更は行わない。

6 排出形態

排出形態としては、次のようになっているので、留意すること。一般廃棄物は、ごみ貯留設備「ロータリードラム」に混合状態で保管されており、ボタン操作によりごみ収集車に積み替える収集形態となっている。

7 収集場所

大阪市都島区都島本通2丁目13番22号
大阪市立総合医療センター地下1階（別紙図面参照）

8 収集方法等

受託者は、次の作業を行う。

- 1 ロータリードラムに保管されている一般廃棄物を、ボタン操作により過積載をすることなくパッカー車に積込み、処分先まで運搬すること。

（設備概要）

- 設 備 名 ロータリードラム式ゴミ貯留排出装置（2号機）
- 製 造 者 富士車輛株
- ドラム容量 24 m³
- モーター動力 11 KW
- 製 品 名 FRD24H-25C-N
- 製 造 年 月 2021.11

（注）2号機は2双並んでいるドラムのうち左側のロータリードラムである。右側のロータリードラム（1号機）は産業廃棄物で別業者により収集するので、収集しないこと。

- 2 一般廃棄物の積込み時にロータリードラムに接近する際は、車止めが設置されていないので、接触事故等を起こさないように注意して作業を行うこと。

9 使用機材

受託者は、当該作業の実施にあたっては、次の機材を使用すること。

【車 種】パッカー車

車両については、その車両が大阪市長から一般廃棄物収集運搬業許可を受けた業者からの借受車両である場合は、当該許可業者の一般廃棄物収集運搬業許可申請書に記載されている車両（承認車両）以外の車両でなくてはならない。

【形 状】

パッカー車の投入口の幅100cm以上、地上から投入口底辺までの高さは、100cm以下のものであること。

また、ロータリードラムは地下に設置されており、地下へのスロープを通行出来るパッカー車を使用すること。（別紙、図面参照）

*スロープの通路幅：対面6m、高さ：3.6m

ロータリードラム前面の通路幅：5.3m

10 委託範囲

委託範囲は、一般廃棄物保管場所（ゴミドラム）からの収集運搬及び大阪広域環境施設組合焼却工場への搬入完了までとする。ただし、委託料については、収集運搬費用のほか、焼却手数料までにかかる関係業務のすべてを含むものとする。

11 処分先

大阪市此花区北港白津1-2-48

大阪広域環境施設組合舞洲工場

（注）大阪市環境局の搬入計画に基づき、搬入工場は原則として舞洲工場とする。また、舞洲工場への搬入

の際は、往復とも阪神高速道路湾岸線（湾岸舞洲出入口経由）を利用すること。

ただし、環境局の運営上の事由により、指定工場以外の工場に搬入先を変更することがあった場合、受託者は協力する事。

※搬入計画に関する問合せ先：大阪市環境局事業部一般廃棄物指導課（電話：06-6630-3272）

12 資格

収集運搬

大阪市長から一般廃棄物収集運搬業の許可を受けていること。

13 提出書類

受託者は、業務開始前までに使用車両全車の自動車車検証の写し及び一般廃棄物収集運搬業許可証の写しを委託者に提出すること。

14 作業報告書

翌月の10日までに作業報告書を提出すること。作業報告書には、①収集月日 ②収集時刻 ③搬入工場 ④搬入時刻 ⑤収集量 ⑥収集車両（車種・車番） ⑦運転手氏名 を記載すること。

15 検査・計量

受託者は、委託者が使用車両及び一般廃棄物の搬出状況についての検査・計量を必要と認め指示するときは、委託者が実施する検査・計量を受けなければならない。

16 賠償責任

受託者は、天災等の不可抗力によるものを除き、受託者の責に帰すべき事由により生じた損害については、これを賠償すること。

17 受託者の負担

- 1 この業務に使用する消耗品・機器・機材・燃料・高速料金等の一切を受託者の負担とする。
- 2 一般廃棄物の処分手数料については、受託者の負担とする。

18 関係法令の遵守

本業務の遂行にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他廃棄物関連法令、並びに車両に定められた積載量を守ることなど道路交通関係法令を遵守すること。

19 再委託について

本仕様書に記載する業務は、処分先への搬入まですべて受託者において実施するものとし、再委託については認めない。

20 業務にあたる際の注意点

- 1 迅速かつ丁寧な対応を行うように常に心がけること。
- 2 業務中に飲酒又は酒気を帯びて業務をしてはならない。
- 3 火災、盗難及び事故等の防止に十分注意すること。
- 4 各施設の敷地内及びその周辺における喫煙は、一切禁止とする。

- 5 作業にあたっては、委託者の職員及び委託者が別途委託している警備員、清掃員の指示に従うこと。
- 6 本件業務が滞ることは、病院運営に支障をきたす可能性があることを十分に理解したうえで業務に従事すること。

21 その他

- 1 受託者が交代する際の業務引継ぎについては、新旧の業者は相互に協力し、新旧業者間で済ませること。
- 2 受託者は、業務中に事故が発生した場合は、速やかに適切な処置を講ずるとともに、委託者の担当者に報告すること。
- 3 この仕様書に定めのない事項が生じた場合、誠意をもって委託者・受託者双方協議のうえこれを定める。
- 4 本仕様書について、疑義のある場合は委託者に照会すること。照会のない場合の疑義については、すべて委託者の解釈によるものとする。
- 5 災害、労働争議、業務停止等の事情により業務の全部または一部の遂行が困難となった場合を想定して、あらかじめ業務の代行者を確保しておくこと。また、契約締結前に、業務代行業者を確保していることを証明できる資料を提出すること。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

大阪市民病院機構（以下「発注者」という。）が締結する契約等から暴力団を排除する措置については、「大阪市暴力団排除条例」（以下「条例」という。）、「大阪市暴力団排除条例施行規則」及び「大阪市契約関係暴力団排除措置要綱」（以下「要綱」という。）に準拠し、大阪市と同様の措置を講じる。

1 暴力団等の排除について

(1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る発注者監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく委託者に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市民病院機構競争入札参加停止措置要綱及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、発注者及び大阪市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でない判断した場合はこの限りでない。

職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に基づく特記仕様書

大阪市民病院機構（以下「発注者」という。）は、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に準拠し、大阪市と同様の取扱いをするものとする。

（条例の遵守）

第1条 受注者及び受注者の役職員は、受注業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、受注業務について、次の各号に定める場合、速やかに、その内容を発注者（地方独立行政法人大阪市民病院機構 法人運営本部内部監察室）へ報告しなければならない。

- （1） 条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたとき
- （2） 発注者の職員から、違法または不適正な要求を受けたとき

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（地方独立行政法人大阪市民病院機構 法人運営本部内部監察室）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

○ 地方独立行政法人大阪市民病院機構 法人運営本部内部監察室の連絡先：06-6929-3275

個人情報等の保護に関する特記仕様書

この契約の履行にあたって個人情報は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の趣旨を踏まえ、適切に取り扱わなければならない。